

重要事項説明書

居宅療養管理指導または介護予防居宅療養管理指導（以下、「居宅療養管理指導等」という。）サービスの提供開始にあたり、県条例第72号に基づいて当事業者が利用者様に説明すべき重要事項は次のとおりです。

1 事業者概要

事業者名称	有限会社ブナの森
所在地	山形県西村山郡西川町大字海味475番地
設立年月日	平成13年2月21日
代表者（職名・氏名）	代表取締役 高取真里子
電話番号/FAX	0237-74-3128 / 0237-74-3137

2 事業所概要

（1）事業所の所在地等

事業所の名称	高取薬局
介護保険指定事業所番号	642340194
事業所所在地	山形県西村山郡西川町大字海味475番地
電話番号/FAX	0237-74-3128 / 0237-74-3137
開設年月日	平成29年3月1日
営業日	月曜日～土曜
営業時間	9：00～18：30
休日	日曜・祝日 年末年始12/31、1/1、1/2、1/3

3 事業の責任者

管理者	職）薬剤師 高取 明子
-----	-------------

4 通常の事業の実施区域 当事業所の通常の事業実施区域は以下の通りです

実施区域	西川町
------	-----

5 事業の目的と運営方針

事業の目的	利用者が要介護状態または要支援状態になった場合においても、可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営む事が出来るよう、通院困難な利用者に対してその居宅を訪問し、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図ります。
運営の方針	（1）利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。 （2）上記（1）の観点から、市町村、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者その他の保健、医療、福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

6 従業者の職種と員数、勤務体制

職	薬剤師
職務内容	居宅療養管理指導等
人員数	常勤 2名
勤務体制	月曜～土曜 9：00～18：30

7 提供するサービスの内容及び費用について

(1) 提供するサービスの内容について☒

サービス区分と種類	サービスの内容
居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	① 薬剤師の行う居宅療養管理指導等の提供に当たっては、医師および歯科医師の交付する処方箋の指示に基づき訪問等に行い、常に利用者の病状および心身の状況を把握し、継続的な薬学的管理指導を行う。また、医薬品が要介護者のA D LやQ O Lに及ぼしている影響を確認し適切な対応を図るなど、居宅における日常生活の自立に資するよう妥当適切に行う。 ② 訪問等により行った居宅療養管理指導等の内容は、速やかに記録を作成するとともに、処方医等および介護支援専門員、必要に応じ他のサービス事業者に報告する。

(2) サービスの提供にあたって

身分証の携行義務	担当薬剤師は常に身分証を携行しています。必要な場合はいつでもその提示をお求め下さい。
受給者資格の確認	サービスの提供に先立ち、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。 被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせ下さい。
要介護認定の申請に係る援助	利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が利用者に対して行われていない場合であって、必要と認められるときは要介護認定の更新の申請が遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助をおこなうものとします。
居宅サービス計画に沿ったサービスの提供	薬剤師が行う居宅療養管理指導等については、医師又は歯科医師等の指示に基づき策定した薬学的管理指導計画に基づき実施します。計画は、訪問後必要に応じ、また、少なくとも月に1回見直しを行います。
心身の状況等の把握	居宅療養管理指導等の実施に当たっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、病歴、服薬歴、置かれている環境、他の保健医療または福祉サービスの利用状況等の把握に努めます。
サービス提供の記録	居宅療養管理指導等を提供した際には、サービスの提供日、提供した具体的なサービス内容その他必要な事項等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法によりその情報を提供いたします。
衛生管理について	(1) サービス提供職員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。 (2) 指定(介護予防)居宅療養管理指導事業所の設備及び備品等について衛生的な管理に努めます。 (3) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。 ①事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。 ②事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。 ③従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的の実施します。
身体拘束等の原則禁止について	(1) 居宅療養管理指導等の提供に当たっては、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等をおこないません。 (2) 身体拘束等を行う場合には、身体的拘束等の態様等を記録します。 (3) 身体拘束等を行なう場合には、事前に当該利用者又はその家族に身体拘束等の態様等を説明します。但しやむを得ない事情により、事前に当該説明をすることが困難な場合はこの限りではありません。 (4) 上記(3)の規程により事前に説明を行わなかった場合には、当該身体的拘束等を行なった後、速やかに当該利用者またはその家族に身体的拘束等の態様等を説明いたします。

（３）提供するサービスの利用料、利用者負担額

サービスの利用料は、以下のとおりです。（令和6年6月1日現在）

① 居宅療養管理指導等サービス利用料として

居宅療養管理指導費	サービス利用料 (10割)	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)	利用者負担 (3割)
(一)単一建物居住者1人に対して行う場合	5,180円/回	518円/回	1,036円/回	1,554円/回
(二)単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合	3,790円/回	379円/回	758円/回	1,137円/回
(一)及び(二)以外の場合	3,420円/回	342円/回	684円/回	1,026円/回
情報通信機器を用いて行う場合	460円/回(月4回を限度)	46円/回	92円/回	138円/回

算定する日の間隔は6日以上かつ月4回を限度とします。ただし、末期の悪性腫瘍の方、中心静脈栄養、注射による麻薬の投与を受けている方への訪問は1週に2回かつ、月に8回を限度として算定します。

当該利用者の薬学的管理指導計画に係る疾病と別の疾患または負傷に係る臨時の投薬の場合は、医療保険を用いた服薬管理指導料、かかりつけ薬剤師指導料、かかりつけ薬剤師包括管理料を算定します。

② 加算について

以下の要件を満たす場合、上記の利用料に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額
特別地域加算	離島振興法、奄美群島振興開発特別措置法、山村振興法、小笠原諸島振興開発特別措置法、沖縄振興特別措置法、及び「豪雪地帯対策特別措置法において厚生労働大臣が定める地域」で指定された地域に事業所がある場合に加算されます。当事業所は山村振興法における特別地域に該当します。	訪問1回につき、利用料に15%加算
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	通常の事業の実施地域以外かつ、中山間地域等に居住している方にサービス提供した場合に加算されます。山形県は全域が豪雪地帯対策特別措置法における豪雪地帯又は特別豪雪地帯に該当します。	訪問1回につき、利用料に5%加算
麻薬管理指導加算	麻薬の投薬が行われている場合、その服用状況、残薬の状況及び保管状況について確認し、残薬の適切な取扱方法も含めた保管取扱い上の注意事項等に関し必要な指導を行うとともに、麻薬による鎮痛効果や副作用の有無の確認を行った場合に算定します。	訪問1回につき、1割負担100円、2割負担200円、3割負担300円

④ 交通費について

通常の事業の実施地域である西川町を越えて居宅療養管理指導等を行う場合、事業の実施地域を越えた地点から1kmにつき15円の往復交通費を実費徴収致します。

但し中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算算定時は交通費を徴収しない事とします。

上記の他、健康保険法等に基づき、薬代や薬剤の調製に係わる費用の一部をご負担いただきます。 上記の利用料等は厚生労働省告示に基づき算定しています。算定基準が改定された場合、改定後の最新の利用料を適用日より算定します。 居宅療養管理指導費及び介護予防居宅療養管理指導費に係るサービス利用料は同じです。
--

8 サービスの利用料その他の費用の請求及び支払い方法について

提供するサービスの利用料その他の費用は、サービス提供ごとに計算し、その都度現金支払いにて請求いたします。

お支払いの確認後、領収書をお渡ししますので必ず保管されますようお願いいたします。

利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から2月以上遅延し、さらに支払いの督促から14日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

9 担当職員の変更のご希望について

利用者のご事情により、担当する職員の変更を希望される場合は下記窓口までご相談下さい。

担当する職員の変更に関しましては、利用者のご希望をできるだけ尊重し調整を行います。が、当事業所の人員体勢などにより、ご希望にそえない場合もありますことを予めご了承下さい。

相談窓口	連絡先電話番号 0237-74-3128 相談担当者：管理者 受付日および受付時間 平日 月曜～土曜日 9：00から18：30
------	--

10 緊急および事故発生時の対応について

- (1) サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等必要な措置を講じます。
- (2) 利用者に対する居宅療養管理指導等の提供により事故が発生した場合は、県及び市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

11 損害賠償

利用者に対する居宅療養管理指導等の提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

なお事業所は下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	損害保険ジャパン株式会社
保険名	薬剤師賠償責任保険
保証の内容	医薬品・商品に係わる事故、業務遂行中の法律上の賠償事故

12 秘密の保持と個人情報の保護について

- (1) 従業者は業務上知りえた利用者またはその家族の秘密を保持します。
- (2) 従業者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
- (3) サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、予め文書により得ておくこととします。

13 苦情申立窓口

当事業所のサービス提供に当たり、苦情や相談があれば、下記までご連絡ください。

サービス提供者	有限会社ブナの森
担当	管理者
住所	山形県西村山郡西川町大字海味475番地
電話/Fax	0237-74-3128 / 0237-74-3137
対応日時	月曜～土曜日 9：00～18：30 祝日・年末年始（12/31、1/1、1/2、1/3）を除く

市町村窓口	西川町保健センター（西川町健康福祉課在宅支援係）
住所	山形県西村山郡西川町大字海味543-8
電話	0237-74-3243

国保連合会	山形県国民健康保険団体連合会
住所	山形県寒河江市大字寒河江字久保6番地
電話	0237-87-8000（代表）

